

大津町議会 総務常任委員会行政調査

氏名 桐原 則雄

視察研修名：大津町議会総務常任委員会行政調査

視 察 先：神奈川県秦野市、埼玉県北本市、茨城県取手市、千葉県鴨川市

期 日：令和6年8月5日（月）～7日（水）

研修テーマ：① 地下水保全について（PFAS・PFOS検出後の現状）

② 子どもの権利条例について

③ グリーンスローモビリティ実証運行について

④ ハラスメント防止条例の制定について

研修報告 意見・感想

（1）神奈川県秦野市 地下水保全について

*市の概要等

- ・人口 160,674 人、面積 103.7 km²、一般予算 605 億 8 千万円、議員 24 人
- ・神奈川県の中西部、丹沢山地のふもとの秦野盆地に市中心部があり、住宅の増加と産業も発展している。また名水の郷と呼ばれ、市水道の約 7 割が地下水で賄われ、名水百選に昭和 60 年選定され、豊富で良質な湧水を条例や要綱等で保全している。

*秦野名水の危機への対応

- ・昭和 40 年代に、急激な人口増加等で、農地開発や経済成長に伴い、地下水の低下や水道の断水、水枯れが発生したため、水量確保施策として、地下水調査、かん養事業、条例を制定して改善を図る。
- ・平成元年に水道水に水質基準の約 2 倍の化学薬品（テトラクロロエチレン）の汚染物質が発見され、地下水汚染対策協議会を設置し、実態調査を開始するとともに地下水汚染防止及び浄化に関する条例を制定し、全国で初めて調査と浄化対策と改善を図る。

*条例に基づく浄化事業開始（調査対象：民間企業 132 社、汚染あり 46 社）

- ・土壌ガス吸引による浄化（地中ガスを吸引、地上で回収する方法で浄化対策
- ・原位置ガス吸引処理（簡易浄化システム 150 万円）、地下水の揚水しより地中還元装置（人口透析的装置 1500 万円）を市が装置を貸出実施し名水復活

（感想）

- ・秦野市は、丹沢の山々が育んだ地下水に恵まれ、天然の地下ダムの豊富な地下水を貴重な水道資源として利用するシステムを構築していた。
その活用段階で、地下水の汚染発生に対して、実態調査に基づく基礎データを活用した施策として、計画策定や法規制を充実させ、市民、民間企業などを巻き込んで、スピード感をもって危機を乗り越えていた。

名水を復活させるとともに、民間に対する利用者協力金制度の導入、更には、水質保全と水量保全の2本柱と考え、「公水」と位置づけ、地下水保全、かん養システムの構築や法規制以上の条例制定など特徴的な取り組みなど、目標に向かっての条例制定や総合保全管理計画を策定し、チェック機能も確立するなど地下水に対する取り組みが充実していた。

大津町でも、現在までの地下水保全活動の取り組みを更に強化し、TSMC関連も含めた地下水の利用、物質の確認及び危機管理体制を強化するとともに、現在ある関連協議会の活用を充実させ、関連条例や保全管理計画などをスピードを上げて具体的に作成すべきと感じた。

地下水かん養次号や保全事業などを熊本県や熊本市をはじめ近隣市町村と連携し、農業、工業、商業及び関係団体も巻き込んで、町民も含めて自然の恵みである貴重な水道水を保全し、確保するため、公の大切な地下水であることを再認識し、今後の事業展開を充実させ、早急に対応すべき先進事例として参考にすべきであると感じた。

(2) 埼玉県北本市 子どもの権利条例について

*市の概要

- ・人口 65,353 人、面積 19.82 km²、一般会計 242 億 1 千万円、議員 20 人
- ・埼玉県中央より東南の大宮台地にあり電車で新宿や東京まで 50 分と利便性が良く、災害に強く緑豊かなコンパクトな子育て日本一の町をめざしている。

*子どもの権利に関する動き

- ・子ども基本法が 2023 年 4 月に施行され、全国の 61 自治体で制定、埼玉県では、ふじみ野市が「ふじみ野市子どもの未来を育む条例」を制定しており、北本市は県内 2 番目の制定である。

*北本市の子どもの環境と議会の活動状況

- ・学校における生徒指導の在り方の問題として、令和 2 年度に、細かい校則や徹底した管理指導、強要、部活動指導における暴言差別等が一部で発生し、条例制定へ動き出した。令和 2 年 10 月から、子どもの権利条約の勉強会を設置し、会派に呼びかけ議員研修会、令和 3 年 6 月特別委員会（各会派 1 人選出 7 人）で設置し、13 回開催し、原案作成、市民の意見収集、専門家の意見、シンポジウム開催、パブリックコメント等を経て、令和 4 年 3 月に条例を議員提案し、全会一致で可決され、同年 10 月 1 日から施行。
- ・条例原案に対する意見として、チラシ、ホームページ、郵送、メール、街頭アンケート、会場で直接、解説動画などを活用し、関係団体などに依頼も重ね、124 件の意見があり、参考とした。

*条例の目的や定義、条例施行上の課題と予算措置

- ・子どもを含むすべての人が人間として尊重され、子どもの権利の内容を明らかにし、守るための仕組みを定め、権利を保障し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的に 7 章構成の条例。

- ・執行部の体制、擁護委員や相談員の採用と人権費などの予算措置、特に学校職員の意識改革などを行いながら、今後の普及で、誰でもわかるように、様々な媒体や動画、チェック体制、子どもや親の関わりなどの情報発信なども重要。

(感想)

- ・北本市は、「めざせ日本一、子育て応援都市」を宣言し、子育て施策を推進している中で、学校における生徒指導などの課題や問題が発生したことを受け、本来であれば、執行部が対応し施策として検討すべき事項を、議会として問題解決に向けて、会派を超え、勉強会や特別委員会を設置し、条例制定に向けての取り組みを進め、議会の合意形成や委員長の行政事務経験、事務局の法制執務の経験も活かしていた。

併せて、執行部からの助言、関係部署との連携もとり、議員提案として短期間で対応できたようである。また、意見収集や、予算措置の点についても執行部と協議され、情報の共有と方向性などの連携も取れていたようである。

子ども、保護者、町民、議会、執行部が一体となり、子どもの権利条例の基本理念や目的を明確にし、目標の周知や行動の強化などが実施活用できるシステムを進め、大津町の子どもの権利条例の取り組みを執行部とともに協議し、議会提案も含めて、子どもたちの幸せを更に充実させるべきと感じた。

(3) 埼玉県取手市 グリーンスローモビリティ実証運行について

*市の概要等

- ・人口 105,981 人、面積 69.94 km²、一般会計 428 億 4 千万円、議員 24 人
- ・埼玉県の南部に位置し、水と緑に囲まれ、東京、成田、つくばを結ぶ交通の要所にあり、次世代を担う人々が夢と希望を持てる地域社会を構築し、様々な取り組みを市民と共に創り上り、挑戦するまちづくりを進めている。

*グリーンスローモビリティの活用実証事業の概要（4人乗りゴルフカート）

- ・昭和 42 年に、東京都心から 40km 圏内のベットタウンとして開発され、人口が急増した中心部と高低差がある戸建ての住宅団地が、現在、高齢化が 46.8%になり、高低差を抱える高齢化住宅団地から新取手駅前の商業施設や銀行、病院、飲食店等へ地域特性に見合った公共交通手段の一つとしてモデルの実証実験を国土交通省の事業で実施。

*目指す将来像と課題解決や目指す地域交通の将来像

- ・誰もが健康的に生き生きと暮らせ、環境に優しい公共交通として広く周知。
- ・高齢者をはじめ住民に無償利用。駅を基点に巡回し、地域活性化に寄与。
- ・自治会や事業者と連携し、事業化の課題を共有や環境負荷低減の効果を PR。
- ・交通ネットワークや交通手段の確保、環境負荷の少ない交通手段へ移行。

*実証実験の詳細（取手市役所 都市計画課担当）

- ・南（2,300m、12箇所）北ルート（2,800m、14箇所）新取手駅発着2路線
- ・運行時間9：00～16：00 ・便数 30分間隔の11便
- ・実証期間21日間 ・運行委託 関東鉄道㈱
- ・利用と意見収集協力 新取手自治体

（感想）

- ・中心部と高低差がある高齢化が進んだ住宅団地の公共交通を活用した実証実験で、21日間、利用者588人、利用目的も日用品の買い物が33%、試しに利用が39%、今後の導入希望52%、満足度66%、有料利用54%の声があり、効果があったと評価されていた。

今後の事業化に向けて、実施主体となる自治会を含めた地元組織の立ち上げや定時定路線型やデマンド型などのルートの確立、更には理解と周知の徹底、規則やルール、インフラ整備などの課題も整理する必要がある。

また、無料での実験であり、有料100円で週2～3回利用35%、300円となると利用しない47%と価格面の問題と事業費の市負担額の増加、更には、運行の安全性確保やプロの運転士や人材育成確保などの課題もある。

グリーンスローモビリティの導入活用が住民の利便性や費用対効果とリンクするかなど整理し、大津町も大津東、楽善、日吉ヶ丘、室地区など類似した団地も多くあり、現在の路線バスや巡回バス、乗り合いタクシーなどの活用の充実に含めて、町民の生活の利便性を追求するためにも地区ごとの課題やニーズをしっかりと見つめ直し、町民が真に必要なとする公共交通体系の整備に参考にすべきと感じた。

（4）千葉県鴨川市 ハラスメント防止条例の制定について

*市の概要

- ・人口30,501人、面積191.14km²、一般会計178億6百万円、議員18人
- ・千葉県房総半島の南東部、太平洋側で、東京都まで約70km、千葉市まで55kmと移動しやすく、自然豊かで、夏は海水浴で賑わい、豊富な魚介類や農産物を含めて、観光都市として地域が輝くまちづくりを進めている。

*条例の制定の経緯や課題

- ・全国各地で、様々なハラスメントが問題化している中で、「議会議員とハラスメント」をテーマに令和5年11月に研修会を開催。研修後、議長からハラスメント防止にあたり、何かの問題が生じたことを受けての条例整備ではなく率先して条例を作成することで、ハラスメントを防止し、その根絶に取り組む意思、姿勢示す必要があると考え、議会運営委員会に諮問された。
- ・議会運営委員会7人（各党派）で協議を開始。先進自治体の調査を行うなど7回の会議を重ね、令和5年11月から令和6年3月までの短期間で条例骨子案を整理し、令和6年3月に委員会発議し第1回定例会において条例施行。

* 条例制定に向けた検討と総括

- ・事務局で条例骨子案を策定し、議員の合意形成を行い、義務規定にする。
- ・条例制定を最優先にし、審査委員会などの実務は実情に応じた整備を進める。
- ・継続的な議会内のハラスメントの未然防止を図り、職員や議員へアンケート実態調査、他自治体の取り組みの把握、関係法令の整備状況の把握に努める。

(感想)

- ・全国のハラスメント事案を受け、鴨川市議会自体にハラスメントがあつてからではなく、市民から負託を受けた議員として、相手の人格及び尊厳を冒す人権問題に対処し、全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適な働く環境を整備するとともに、公共の福祉の増進と役割を深く自覚し、議員の理念を示すハラスメントの根絶を宣言し、条例で予備して取り組んでいた。

ハラスメントの定義も様々あるが、4項目に絞りこみ明確化するとともに、今後追加や見直しをすることも想定し、ハラスメント行為があつた場合の議長の責務や議員の責務を定めているが、実態把握や審査委員会なども課題として位置づけ、これから整備していくようである。更には、議員及び職員に対する実態のアンケート調査も今後進めるようである。

大津町でも、条例化の機運を大切にし、スピード感を持って取り組み、ハラスメントの定義は厳格化し、努力規定ではなく、義務規定にするるとともに条例制定を最優先に資、実情に応じた審査委員会や審査会は実務規定の整備を進め、条例化をピークとせず、継続的な議会内のハラスメントの未然防止を図り、職員や議員へのアンケート実態調査、他自治体の取り組みの把握、関係法令の整備状況など、議員一人一人がハラスメントの防止に対する認識の共有と合意形成を図り議会発議で条例を早急に制定する必要がある。